

裁 決 書

審査請求人

処分庁

審査請求人が平成30年6月11日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が、平成30年1月12日及び同年2月9日付けで行った保護申請却下決定処分に対する審査請求については却下し、同年3月29日、同年4月23日及び同年5月25日付けで行った保護申請却下決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成29年6月16日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、請求人が平成29年12月5日付けで行った同年11月分の通院移送費の支給申請を却下する決定（以下「本件決定1」という。）を行い、平成30年1月12日付けで通知した。
- 3 処分庁は、請求人が平成30年2月2日付けで行った平成29年12月分及び平成30年1月分の通院移送費の支給申請を却下する決定（以下「本件決定2」という。）

を行い、同年2月9日付けで通知した。

- 4 処分庁は、請求人が平成30年3月2日付けで行った同年2月分の通院移送費の支給申請を却下する決定（以下「本件決定3」という。）を行い、同年3月29日付けで通知した。
- 5 処分庁は、請求人が平成30年4月4日付けで行った同年3月分の通院移送費の支給申請を却下する決定（以下「本件決定4」という。）を行い、同年4月23日付けで通知した。
- 6 処分庁は、請求人が平成30年5月11日付けで行った同年4月分の通院移送費の支給申請を却下する決定（以下「本件決定5」といい、本件決定1から本件決定5までをあわせて「本件決定」という。）を行い、同年5月25日付けで通知した。
- 7 請求人は、平成30年6月11日、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

現住所の近辺の整骨院に通院するべき。最低限度の治療で十分と言われた。A病院や整形外科（B病院）の通院は認めるのに整骨院はだめと言われた。

毎月、支給申請書を出す却不支給ばかりであきらめていた。しかしインターネットなどで不服申立てがとおる場合があるとしたので申請しようと思った。

- (2) 審理員が平成30年11月1日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 移送費の申請について

現在、B病院とA病院の通院移送費は支給されているが、最初に交通費の申請を依頼した際どちらの交通費も支給されず、通院移送費の支給はないのですべて自己負担で払って下さいとケースワーカーから説明された。しかしのちにインターネットなどで申請できることを後で知り、そのことをケースワーカーに伝えると以前と

態度が変わり、申請書を渡された。

ケースワーカーになぜ申請できることを教えてくれなかったのかを聞いたが、本来は自宅近くの病院に行くようにと決まっているから支給の対象とならないとの説明だった。

説明の内容も納得いかないばかりが、申請することの存在自体も聞かされていない。通院移送費はないと、全て自己負担だと伝えられていたが、後で話が変わっていることを考えるとケースワーカーが申請書をもらえらることと、申請できる事実をあえて隠していたとも思える。

移送費の申請については法の医療扶助の欄に移送費の記載も明記されている。申請があった際に、そのような制度はないと答えるケースワーカーに問題があると思われる。

生活保護の移送費については2008年厚生労働省から廃止の案がでていたようであるが、市民側、共産党側が移送費の廃止は、死活問題になる、保護費からの交通費は命を削るのと同じ行為だと反発を招き中止になっている。このことから保護費からの移送費負担はかなり厳しいと考えられる。

イ 鍼灸治療の件について

近隣で同じ治療が可能であるから、近くの治療院にいつてくれと言われた。具体的にどこにC鍼灸整骨院と同じ治療が見込める鍼灸整骨院があるか、探してくれることもなければ、通知も説明も一切なかった。

一方的に整骨院や鍼灸整骨院は通院させたくないと感じられる。医師から同意書も作成してくれているのに移送費を支給しないとの決定には大きな矛盾がある。B病院とA病院での治療は専門的治療の必要性があるとなっているが、鍼灸治療も国家資格を持った専門的治療である。

ウ 治療内容について

鍼灸治療は医師が治療方法がなくなった場合に行う慢性治療とあるが、急性であろうと慢性であろうと肩が夜中に痛くなったりして寝れないこともある。後記2処分行の主張(1)には慢性痛とあるが、痛みがたいしたことがないような印象にとれるが肩には時折耐え難い痛みがある。

エ ケースワーカーの説明について

今回不服申し立てしたことを知ると、突然ケースワーカーから呼び出しの電話があり、処分行の面談室にて病院の通院をすべてやめて鍼灸治療だけにするなら鍼灸治療の通院に移送費を支給してもいいと言われた。まるで交換条件のようである。

不服申し立ては時間がと労力もかかるからやめたほうがいいとかこのまま続けるのかとか取り下げないのかとも言われた。後日も同じことを言われたあまりにも不審な点が多い。

不服申し立て後にこのような対応するのはいかがなものかと思われる。不服申し立ては、法第66条で法律で認められた権利である。

(3) 審理員が平成31年1月7日に受理した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 生活保護受給者の治療について

処分庁は生活保護受給者の治療は最低限度の施術で十分であると主張するが、治療を受けるにあたって、B病院およびA病院での治療は高度な医療の提供、専門的治療の必要性があり治療の実績があるとも主張し、説明は大きく矛盾し、最低限度の治療という主張の整合性がなっていない。

最低限度と主張していながら、各、病院は専門的な必要性と実績が認められるのは矛盾である。

イ 前記(2)の内容について

そもそも、前記(2)に対しては、なにも一つ処分庁は答えておらず、後記2 処分庁の主張(1)と後記2 処分庁の主張(2)は同じことを記載しているように見え、とても再弁明書とは捉え難い。

ウ 鍼灸整骨院の治療について

鍼灸整骨院への必要性は主治医も認め同意しており、処分庁も通院の許可を出しているにも関わらず交通費は不支給というのは納得がいかない。

エ 近隣の医療機関の提案について

処分庁は鍼灸整骨院で施術を受ける場合でも、近隣での鍼灸整骨院を紹介していただいたうえで施術を受けるべきであると思慮することから不支給との判断とあるが、処分庁から治療の提案をした際、そのような説明もなければ、一切、近隣の鍼灸整骨院でC鍼灸整骨院と同じ効果あるところの紹介もなく、後記2 処分庁の主張(1)にて初めて知ったこともある。処分庁が近隣で同じことができるかと主張するのであれば、なぜ紹介をこちらにしなかったのか具体的な説明もなかったのか処分庁は何も答えていない。

オ 移送費の自己負担について

保護費からいつまでも交通費を支出するのは死活問題であり、まじめに治療を考えてる人間への妨害のように思える。社会復帰を望むことさえ遠のいてしまう。

カ 鍼灸整骨院での治療について

C整骨院での治療も高度で専門的な治療である。B病院、A病院での治療は高度で鍼灸整骨院は高度ではないと解釈になる。処分庁の主張は経緯と大きくずれており、一貫性がない。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成29年11月10日付けのB病院医師のはり及びきゅう療養費の同意書には、「病名 頸椎捻挫後遺症」、「治療見込期間 平成29年11月10日～同年12月31日」、「往療の必要性とその理由 要する、理由 著明な疼痛に対する治療のため。」との記載がある。

イ 平成29年12月22日付けのB病院医師のはり及びきゅう療養費の同意書には、「病名 頸椎捻挫後遺症」、「治療見込期間 平成30年1月1日～同年2月28日」、「往療の必要性とその理由 要する、理由 著明な疼痛を緩解する手段の一つとて。」との記載がある。

ウ 平成30年1月12日付けの本件決定1通知書には、「請求人の通院交通費（C鍼灸整骨院11月分）の申請却下による。平成29年12月5日に請求人より申請がありました上記通院交通費については、請求人が居住する日常生活圏内に「はり・きゅう」を実施する施術機関（施術者）が所在し、施術を受けることが可能であることから、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。）第3-9-（2）の各号に該当しないため、通院交通費の申請を却下します。」との記載がある。

エ 平成30年2月9日付けの本件決定2通知書には、「請求人の通院交通費（C鍼灸整骨院の平成29年12月分及び平成30年1月分）の申請却下による。平成30年2月2日に請求人より申請がありました上記通院交通費については、請求人が居住する日常生活圏内に「はり・きゅう」を実施する施術機関（施術者）が所在し、施術を受けることが可能であることから、医療扶助運営要領第3-9-（2）の各号に該当しないため、通院交通費の申請を却下します。」との記載がある。

オ 平成30年2月16日付けのB病院医師のはり及びきゅう療養費の同意書には、「病名 頸椎捻挫後遺症」、「治療見込期間 平成30年3月1日～同年4月30日」、「往療の必要性とその理由 要する、理由 著明な疼痛を緩解する手段の一つとして。」との記載がある。

カ 平成30年3月29日付けの本件決定3通知書には、「請求人の通院交通費（C鍼灸整骨院の2月分）の申請却下による。平成30年3月2日に請求人より申請がありました上記通院交通費については、請求人が居住する日常生活圏内に「はり・きゅう」を実施する施術機関（施術者）が所在し、施術を受けることが可能であることから、医療扶助運営要領第3-9-(2)の各号に該当しないため、通院交通費の申請を却下します。」との記載がある。

キ 平成30年4月20日付けのB病院医師のはり及びきゅう療養費の同意書には、「病名 頸椎捻挫後遺症」、「治療見込期間 平成30年5月1日～同年6月30日」、「往療の必要性とその理由 要する、理由 著明な疼痛を緩解する手段の一つとして。」との記載がある。

ク 平成30年4月23日付けの本件決定4通知書には、「請求人の通院交通費（C鍼灸整骨院の3月分）の申請却下による。平成30年4月4日に請求人より申請がありました上記通院交通費については、請求人が居住する日常生活圏内に「はり・きゅう」を実施する施術機関（施術者）が所在し、施術を受けることが可能であることから、医療扶助運営要領第3-9-(2)の各号に該当しないため、通院交通費の申請を却下します。」との記載がある。

ケ 平成30年5月25日付けの本件決定5通知書には、「請求人の通院交通費（C鍼灸整骨院の4月分）の申請却下による。平成30年5月11日に請求人より申請がありました上記通院交通費については、請求人が居住する日常生活圏内に「はり・きゅう」を実施する施術機関（施術者）が所在し、施術を受けることが可能であることから、医療扶助運営要領第3-9-(2)の各号に該当しないため、通院交通費の申請を却下します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成30年8月22日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件決定に至る経緯

平成29年11月9日14時30分頃に請求人が処分庁に来所し、C鍼灸整骨院に通院するための通院移送費の支給申請をしたいとの申し出があり、請求人に通院移送費申請書雛形、医師が作成する同意書（はり及びきゅう療養費）施術の意見書雛形を手渡した。

平成29年11月13日に平成29年11月10日付けB病院医師の同意書（はり及びきゅう療養費）を持参。内容を確認したところ、病名は6. 頸椎捻挫後遺症、治療見込期間平成29年11月10日から平成29年12月31日、往療の必要性は要する、その理由は著明な疼痛に対する治療のためであったため、処分庁よりC鍼灸整骨院に給付要否意見書（はり・きゅう）雛形を送付。平成29年11月17日、C鍼灸整骨院鍼灸師より給付要否意見書の返信があった。その記載内容から、請求人は五十肩（左肩関節）を患っており、保存療法では改善が見られず鍼治療・灸治療により症状の改善が少し見られ、改善の可能性が見られることから給付を要するとのことであった。

平成29年12月26日、処分庁嘱託医協議にて、請求人はB病院（整形外科）にて継続したブロック注射および内服治療とA病院（麻酔科）での内服治療の継続も希望していること。B病院医師の同意書の病名と鍼灸整骨院での施術病名が異なる点などを審議した結果、整形外科の受診と平行して鍼灸整骨院で施術を受けることは原則不可であるとの見解を示した。

処分庁としても、やむを得ず鍼灸整骨院で施術を受ける場合でも通院移活費を要さない近隣の鍼灸整骨院を紹介していただいたうえで施術を受けるべきであると思慮することからC鍼灸整骨院への通院移送費の支給は不可であるとの判断に至った。

その結果については、平成30年1月12日付け本件決定1通知書にて通知を行った。

イ 処分庁の弁明理由

請求人は処分庁が通知した本件決定について、以下の理由により処分を不服とし、決定の取り消しを求めている。

（ア）B病院（整形外科）、A病院（麻酔科）への通院移送費は支給されることに
対し、C鍼灸整骨院への通院移送費が支給されないこと

（イ）請求人の満足は考慮されず、最低限度の治療・施術で十分であると処分庁
からの主張があったこと

しかし、処分庁は以下のとおり請求人の申し立てに対し弁明し、その主張に正当な理由を有しないことを明らかにすることで、請求人の審査請求について、棄却の裁決を求める。

ウ 1 請求人の主張（ア）に対する弁明

通院の移送費については、医療扶助運営要領第3-9-(2)に基づき、原則として居住地に比較的近距离に所在する医療機関に限るものとなっているが、B病院及びA病院での治療は、専門的治療の必要性や治療実績があり、その治療内容についてはブロック注射や内服投薬等を行い、かつ、重複治療もなく適切であること、また、請求人も継続して通院を希望されていることを鑑みて、囑託医も継続通院はやむを得ないと判断している。上記を踏まえて通院移送費を支給することを決定している。

それに対し、C鍼灸整骨院の治療については、そもそも慢性病であって、医師による適当な治療手段がないものを対象とするが、指定医療機関の医療の給付が行われている期間は、その疾病にかかる施術は給付の対象とならないこととなっており（医療扶助運営要領第3-7(3)-アに基づく）、B病院及びA病院での継続した治療を行っているため、囑託医は、はり・きゅうの併用は不可と判断している。

本来であれば鍼灸整骨院での施術費を処分庁が支弁すること自体懸念する余地が十分にあったと解するが、施術費を処分庁が支弁し、その際に通院移送費が発生する場合、当所はその際発生する通院移送費の負担を請求人にお願いすることはやむを得ないと判断する。

エ 1 請求人の主張（イ）に対する弁明

法第8条第2項にて「その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならぬ。」とあり、請求人の主観より、最小限度の医療扶助の需要を満たしているか、客観的な見解で判断する。

(2) 審理員が平成30年11月19日付けで受理した再弁明書には、以下の記載がある。

ア 通院の移送費の給付の範囲は、医療扶助運営要領第3-9-(2)給付の範囲「受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るものであること。ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められる。」とある。

処分庁の見解は、囑託医協議をしたうえで、①B病院およびA病院での治療については、これまでの治療内容から、居住地から近距离ではないが、専門的治療の必要性、治療実績など、引き続き高度な医療の提供が可能であると判断し、治療の要否について可と認め、通院移送費についても支給対象とする。②C鍼灸整骨院での

施術については、B病院医師の「同意書（はり及びきゅう療養費）」で必要と認めている病名は頸椎捻挫後遺症であるが、これに対し、C鍼灸整骨院から提出された「はり・きゅう給付要否意見書」と「施術券及び、施術報酬請求明細書」では、傷病名が五十肩（左肩関節）であり異なること、処分庁管内にある近隣の施術医療機関でB病院医師が認めている施術が可能であることから、医療扶助運営要領第3-9-(2)給付の範囲に基づき、C鍼灸整骨院への通院移送費は支給対象外としている。その結果、請求人に近隣の施術医療機関で受診するよう説明した。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成29年11月9日付けのケース記録票には、「請求人より通院しているB病院、麻酔科の受診でA病院、はり・きゅうの施術で他市のC鍼灸整骨院に通う交通費（通院交通費）の申請を行いたいとの旨。請求人には通院移送費の申請書と、はり・きゅうの同意書を手渡すともに、医療機関宛の意見書は処分庁から直接医療機関に送付、施術の意見書は同意書を受理次第、鍼灸院に送付すると説明。」との記載がある。

イ 平成29年11月17日に処分庁が受理したC鍼灸整骨院の給付要否意見書（はり・きゅう）には、「傷病名 五十肩（左肩関節）」、「傷病の程度及び給付を必要とする理由 保存療法では改善が見られず鍼治療、灸治療により症状の改善が少し見られ改善の可能性が見られるため」、「囑託医意見 整形外科診療中なので鍼灸整骨院の併用は不可」との記載がある。

ウ 平成29年12月5日に処分庁が受理した同年11月分の移送費支給申請書には、「申請理由 交通事故の左肩の件でB病院より同意書を作成してもらい、通院している。」、「通院・通所回数 12回 計 4320円」との記載があり、通院・通所利用回数証明欄には、11月の利用日として12回との記載がある。

エ 平成29年12月25日付けのケース記録票には、「C鍼灸整骨院より連絡が入る。請求人が当院通院に係る交通費支給に関して、処分庁から支給できないとの旨を受けて落ち込んでいるとのこと。交通事故以降、当院で施術を受けている経過や信頼関係の訴えがあり、交通費を支給願いたいとの申し出が同院からあった。請求人や同院の心情面は理解するもの処分庁としては、医療扶助実施方式（居住地の近距離の医療機関に限る等）を踏まえて支給可否を判断すると説明した。」との記載がある。

オ 平成29年12月26日付けのケース記録票には、「囑託医協議について 前ケース記録に基づいて、C鍼灸整骨院通院に係る交通費支給について協議。囑託医より整形外科を受診と並行して施術を受けることは不可との見解であった。ついては、

交通費もこの見解に準じて支給は不可と判断する。」との記載がある。

カ 前記1請求人の主張(3)ウと同一書類。

キ 平成30年1月29日に処分庁が受理したC鍼灸整骨院の給付要否意見書(はり・きゅう)には、「傷病名 五十肩(左肩関節)」、「傷病の程度及び給付を必要とする理由 鍼灸治療により、肩関節の可動域の改善が見られ今後も回復が期待できるため」との記載があり、嘱託医意見は空欄である。

ク 平成30年2月2日に処分庁が受理した平成29年12月分の移送費支給申請書には、「申請理由 交通事故の左肩の治療。主治医に同意書を作成してもらい、通院している。」、「通院・通所回数 26回 計 9360円」との記載があり、通院・通所利用回数証明欄には、12月の利用日として26回との記載がある。

ケ 平成30年2月2日に処分庁が受理した同年1月分の移送費支給申請書には、「申請理由 交通事故の左肩の治療。主治医の同意書を作成してもらい、通院している。」、「通院・通所回数 23回 計 8280円」との記載があり、通院・通所利用回数証明欄には、1月の利用日として23回との記載がある。

コ 前記1請求人の主張(3)エと同一書類。

サ 平成30年3月2日に処分庁が受理した同年2月分の移送費支給申請書には、「申請理由 交通事故の左肩の治療。主治医に同意書を作成してもらい、通院している。」、「通院・通所回数 24回 計 8640円」との記載があり、通院・通所利用回数証明欄には、2月の利用日として24回との記載がある。

シ 前記1請求人の主張(3)カと同一書類。

ス 平成30年4月4日に処分庁が受理した同年3月分の移送費支給申請書には、「申請理由 主治医から同意書を作成してもらい、通院している。」、「通院・通所回数 26回 計 9360円」との記載があり、通院・通所利用回数証明欄には、3月の利用日として26回との記載がある。

セ 前記1請求人の主張(3)クと同一書類。

ソ 平成30年5月2日付け申請の同年4月分の移送費支給申請書には、「申請理由 交通事故の左肩の治療の為。主治医の同意を得て通院している。」、「通院・通所回数 25回 計 9000円」との記載がある。

タ 前記1請求人の主張(3)ケと同一書類。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 医療扶助運営要領の第3の7の(3)は、「必要最小限度の施術を原則として現物給付するものとし、その範囲は、あん摩・マッサージ、柔道整復及びはり・きゅうとすること(はり・きゅうにあつては、慢性病であつて、医師による適当な治療手段がないものを対象とするが、指定医療機関の医療の給付が行われている期間は、その疾病にかかる施術は、給付の対象とならないこと。)なお、この者が現に指定医療機関において診療をうけている場合には、当該指定医療機関の意見を求めたうえで要否を決定すること。」と定めている。
- (2) 医療扶助運営要領の第3の9の(1)は、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、次に掲げる範囲の移送について給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。」と定めている。
- (3) 医療扶助運営要領の第3の9の(2)は、「アからクまでに掲げる場合において給付を行う。」と定め、給付の範囲として、「ア 医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」を定めている。また、「受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るものであること。ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められる。」と定めている。
- (4) 医療扶助運営要領の第3の9の(3)のアは、「要保護者に対し、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知すること。」と定めており、医療扶助運営要領の第3の9の(3)のイは、「被保護者から申請があつた場合、給付要否意見書(移送)により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する囑託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用す

る交通機関を適正に決定すること。」と定めている。

(5) 「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について」(平成20年4月4日社援保第0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の3は、「被保護者から申請のあった移送の給付について、その内容を検討した結果、移送の給付範囲のアからクまでに該当するときは、以下の事項について十分な検討を行った上で、給付を決定すること。」と定め、そのアの(ア)は、「受診する医療機関について、被保護者の病状・障害等を勘案し、徒歩や自転車等で通院できる範囲内に適当な医療機関がないか検討すること。また、受診医療機関の範囲は、原則として、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限ることとされていることから、当該医療機関での対応が困難な場合には、特に、その必要性について十分な検討を行うこと。」と定めている。

(6) 行政不服審査法(以下「行審法」という。)第18条第1項は、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月(当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して1月)を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

2 本件決定について

(1) 本件決定1及び本件決定2について

本件決定1及び本件決定2に係る審査請求については、請求人が処分があったことを知った日が、それぞれ平成30年1月15日、同年2月13日であることから、いずれの処分についても、前記理由1(6)の法定期間経過後(平成30年6月11日)に提起されたものと認められる。

請求人は、法定期間を経過した理由として、あきらめていたが不服申立てがとおる場合があると知ったので、審査請求しようと思った旨主張しているが、前記理由1(6)の正当な理由に該当するとは認められず、本件決定1及び本件決定2に係る審査請求は不適法なものであると言わざるを得ない。

(2) 施術(はり・きゅう)の必要性について

処分庁は、請求人が居住する日常生活圏内に施術機関が所在し、施術を受けることが可能であることを理由として、通院移送費を支給とする本件決定を行ったものと認められる。

確かに、主治医の同意書と鍼灸整骨院の給付要否意見書等の傷病名は異なっており、医療機関(整形外科)での医療も給付されていることから、請求人が希望する鍼灸整

骨院での治療の併用は不可とした囑託医の意見は首肯できるものである。

しかしながら、処分庁は、囑託医協議の結果とは異なり、鍼灸整骨院での施術の給付は認める判断を行っており、本来であれば鍼灸整骨院での施術は認められないことや、仮に認められるとしても、近隣の施術機関への受診が前提となること等について、具体的に近隣の施術機関を示した上で請求人の理解が得られるよう説明を行った形跡は認められず、また、その旨の弁明もない。

(3) 通院移送費について

前記理由1(3)のとおり、医療扶助における移送の給付決定にあたっては、徒歩や自転車等で通院できる範囲内に適当な医療機関がないかや、その必要性について十分な検討を行うこととされているところ、処分庁は、本来支弁すること自体懸念する余地が十分あった施術費を処分庁が支弁する際に発生する通院移送費の負担を請求人をお願いすることはやむを得ないと主張するのみで、請求人の施術の要否及び適切な施術機関等について検討し、その結果を踏まえた具体的な助言や指導を行った形跡は認められないことから、本件決定の判断過程には瑕疵があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない。

また、少なくとも平成29年11月から平成30年4月までの間、処分庁は、請求人の希望する鍼灸整骨院での施術の給付を認めながら、通院移送費の支給は認めない決定を繰り返すのみで、請求人に対し、医療扶助運営要領等に基づく具体的かつ適切な助言・指導を行った形跡は認められず、請求人が通院移送費を生活扶助費から負担することで最低生活費を下回る生活を余儀なくされる状態を漫然と放置し続けたと言わざるを得ない。

なお、医療扶助の移送の給付については、前記理由1(3)のとおり、居住地等に比較的近距離に所在する「医療機関」か、専門的治療の必要性等を総合的に勘案した適切な「医療機関」に受診する場合に限られており、施術機関(特に、はり・きゅう)への通院移送費がそもそも支給対象かどうかについては、疑義が残るところである。

処分庁は、再処分を行うにあたっては、以上の点を勘案し、請求人に対する医療扶助の適正な支給について十分検討するとともに、請求人自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し、理解と同意を得るよう努めなくてはならない旨付言する。

(3) 以上のとおり、本件審査請求のうち、本件決定1及び本件決定2に係る審査請求は不適法であることから、却下されるべきであり、その余の部分については取り消されるべきである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年8月30日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋



教 示

1. この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
2. この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
3. ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

